

仕様書

令和8年度滋賀県6町電算関連備品等共同調達事業に関する仕様書を次に示します。

1. 調達機器等の仕様

- (1) 本件調達機器等の詳細な仕様等は、別紙「仕様明細書兼積算内訳書」に示すとおりです。
- (2) 仕様は全て必須の仕様です。
- (3) 調達機器等が正常に動作するために必要な電源ケーブル、接続ケーブル、部材等は含めます。
- (4) 必須の仕様は共同調達参加町が必要とする最低限の仕様を示しており、入札機器等の性能等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格とし、落札決定の対象から除外します。
- (5) 入札機器等の性能等が仕様を満たしているか否かの判定は、協議会において入札機器等に係る提出資料の内容を審査して行います。
- (6) 富士通製手のひら静脈認証装置「Palmsecure」の動作保証を行ってください。

2. 機器等のセットアップ等の作業範囲

- (1) 現調は、機器の指定場所への設置、Windowsの初期セットアップ（認証、PC名設定、Windowsセキュリティ、セキュリティチップの設定）およびMicrosoft Officeのインストールをすることになり入札額に含むものとします。その場合の詳細な初期セットアップ情報は当該共同調達参加町と協議を行うこととします。（パソコンがスタンバイ状態でMicrosoft Office等が使用できる状態で納品となります。）
- (2) パソコンのストレージはリカバリ領域を除きCドライブとDドライブを50：50に分割するものとします。
- (3) Microsoft Office等のライセンス版の場合、ライセンスキー等の一覧を提出するものとします。
- (4) 設置場所の確保および設置場所までの電源、LANケーブルの確保は共同調達参加町が行うものとします。

3. メーカー

- (1) 保守・故障修理の連絡後おおむね2時間以内に対応（来庁）できる保守拠点を有しているメーカーとします。
- (2) パソコン・プリンタなど機器ごとにメーカーを統一することとします。ただし、プリンタについては仕様明細書兼積算内訳書のスペック指定のため統一は問いません。

4. 機器等の数量

- (1) 機器およびソフトウェア
共同調達参加町ごとに導入する機器台数等は別紙「仕様明細書兼積算内訳書」に示し

ておりますが、落札事業者と当該共同調達参加町の協議により変更できることとします。また、「仕様明細書兼積算内訳書」に記載の各機器等の数量については、予算議決状況により変更の可能性があります。その際、その他共同調達参加町の入札後の立場に何ら影響を与えないものとします。

5. その他

- (1) 別紙「仕様明細書兼積算内訳書」の〔基本仕様〕および〔オプション（内訳）〕に係る機器の調達を実施するものです。
- (2) 機器（筐体）台数の総数は〔基本仕様〕の合計数量欄のとおりです。ただし、〔基本仕様〕からスペック等のカスタマイズ内容およびその数は〔オプション（内訳）〕のとおりです。
- (3) 共同調達参加町ごとの〔基本仕様〕と〔オプション（内訳）〕の項目合計を合算したものが各共同調達参加町の契約予定額となります。
- (4) 別紙「仕様明細書兼積算内訳書」に提案される機種等のメーカー名・型番を記入してください。
- (5) 別紙「仕様明細書兼積算内訳書」の参考見積については、共同調達参加町との間で別途に契約をすることがあります。契約する場合には詳細について協議します。（入札額には含めないでください。）
- (6) 機器等の搬入に必要な経費および梱包材の開梱、回収は含むものとします。
- (7) 機器等の作業場所および搬入場所については、共同調達参加町と協議を行うこととします。